（様式６）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

尼崎市長　　　　　　　　　あて

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 設置者

　 　　　　住　所

 　　　　 　　氏　名

**家 庭 的 保 育 事 業 等 設 置 認 可 等 事 項 変 更 届**

　児童福祉法第３４条の１５第２項の規定により認可を受けた下記家庭的保育事業等の認可事項又は子ども・子育て支援法第４３条で定める確認事項について、別紙のとおり変更したいので、児童福祉法施行規則第３６条の３６第２項（第３項）並びに子ども・子育て支援法施行規則第４０条等の規程により関係書類を添えて届け出ます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１　家庭的保育事業等の事業所の名称

２　事業の種類　　　　　□家庭的保育事業　□小規模型保育事業（ □Ａ型 □Ｂ型 □Ｃ型 ）

　　　　　　　　　　　　□事業所内保育事業所（ □保育所型 □小規模型 ）

３　家庭的保育事業等の事業所の所在地

４　変更事項

（様式６－２）

**家庭的保育事業等認可等事項変更調書**

**（変更のあった箇所のみ記入すること）**

１　敷地、建物の面積及び構造

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　　　　　分 | 変　　更　　後 | 変　　更　　前 |
| 住　　　　　　　所 |  |  |
| 敷　 地 　面 　積 | 　　　　　　　　㎡ | 　　　　　　　㎡ |
| 建物等 | 建　築　面　積 | 　　　　　　　　㎡ | 　　　　　　　㎡ |
| 延　床　面　積 | 　　　　　　　　㎡ | 　　　　　　　㎡ |
| 屋 外 遊 戯 場 | 　　　　　　　　㎡ | 　　　　　　　㎡ |
| 建　物　構　造 |  |  |

（注）建物構造の変更については、木造、鉄筋コンクリート造等記載すること。

２ 建物の規模

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　　分 | 変　　更　　後 | 変　　更　　前 |
| 室　数 | 面　積（㎡） | 室　数 | 面　積（㎡） |
| 乳　児　室 |  |  |  |  |
| ほ ふ く 室 |  |  |  |  |
| 保　育　室 |  |  |  |  |
| 遊　戯　室 |  |  |  |  |
| 幼児用便所 |  |  |  |  |
| 職員用便所 |  |  |  |  |
| 調　理　室 |  |  |  |  |
| そ　の　他 |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 便　　　所 | 幼児用（大　　小　　）職員用（大　　小　　）乳児用（　　　　か所） | 幼児用（大　　小　　）職員用（大　　小　　）乳児用（　　　　か所） |

３　備品及び遊具の状況

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 品名 | 規格 | 数量 | 単価 | 時価（総額） | 新品・中古の別 | 保有の形態 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

４　職員の状況

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 職 名 | 氏 名 | 生年月日 | 資格の種類 | 資格取得年 月 日 | 給 与 月 額 | 備考 |
| 本 俸 | 諸手当 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

５　管理者に係る事項の変更

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  区分 |  今回の申請により認可を受ける事項 |  従来認可を受けている事項 |
|  氏　　名 |  生　年 月 日 |  資　格 |  給与月額 |  氏　　名 |  生　年 月 日 |  資　格 |  就　任 年月日 |  備　考 |
|  本　俸 |  諸手当 |
|  施設長 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 施設長住所 |  |  |

６　定員の状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　　分 | 変　更　後（利用定員） | 変　更　前（利用定員） |
| ０　歳　児 | （　　　　　） | （　　　　　） |
| １　歳　児 | （　　　　　） | （　　　　　） |
| ２　歳　児 | （　　　　　） | （　　　　　） |
| 計 | （　　　　　） | （　　　　　） |

注　利用定員を減少する場合には、その理由を添付すること。

７　主たる事務所の所在地の変更

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 変更後 | 変更前 |
| 所在地 | 〒 | 〒 |
| 連絡先 | TELFAX | TELFAX |

８ 経費及び財源内訳（建物その他設備の規模及び構造の変更の場合）

９　定款、登記事項の変更

　　変更前及び変更後の定款、登記事項証明書を添付すること。

１０　運営規程（重要事項に関する規程）の変更

　　変更前及び変更後の運営規程を添付すること。

１１　連携施設

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 変更後 | 変更前 |
| フリガナ |  |  |
| 名称 |  |  |
| 区分 | □幼稚園□保育所□認定こども園□幼保連携型認定こども園 | □幼稚園□保育所□認定こども園□幼保連携型認定こども園 |
| 所在地 | 〒 | 〒 |
| 連携内容 | □食事の提供に関する支援　　　　　□嘱託医による健康診断等による支援□屋外遊戯場の利用に関する支援　　□合同保育に関する支援□相談や助言による支援　　　　　　□行事への参加に関する支援□代替保育の提供　　　　　　　　　□乳幼児卒園後の受け入れ□その他（　　　　　　　　　　　　　） | □食事の提供に関する支援　　　　　□嘱託医による健康診断等による支援□屋外遊戯場の利用に関する支援　　□合同保育に関する支援□相談や助言による支援　　　　　　□行事への参加に関する支援□代替保育の提供　　　　　　　　　□乳幼児卒園後の受け入れ□その他（　　　　　　　　　　　　　） |
| 施設からの距離 | ｍ　　（徒歩　　　　分） | ｍ　　（徒歩　　　　分） |

１２　設置者の名称

　設置者が法人である場合、変更前及び変更後の定款、登記事項証明書を添付すること。設置者が個人である場合は変更前及び変更後の住民票を添付すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 変更後 | 変更前 |
| 名称（氏名） |  |  |
| 所在地（住所） |  |  |

１３　変更理由及び期日

１４　添付書類

（１）定款、理事会議事録（当該申請にかかる部分）写し、借入金の状況及び

償還計画表、収支予算書（本部及び施設会計）

（２）移転改築の場合

　　ア　平面図及び建物配置図並びに求積図

　　イ　敷地及び屋外遊戯場

　　ウ　敷地及び建物についての所有権、地上権等の登記簿謄本或いは賃貸借

契約書

（３）敷地及び建物の変更の場合

　 ア　平面図及び建物配置図並びに求積図

 イ　敷地及び建物についての所有権、地上権等の登記簿謄本或いは賃貸借

契約書

（４）（１）については、社会福祉法人以外の設置者にあっては、定款、理事会議事録は当該法人の規約等及び役員会議事録等とし、本部及び施設会計の収支予算書は、家庭的保育事業等の経営にかかる収支予算書とする。なお、法人以外が設置する場合にあっても、これに準じ作成のこと。

（５）管理者の変更の場合

ア　履歴書、資格証等、児童福祉施設勤務証明書（現施設に勤務している場合は不要）

イ　人事発令通知書、理事会議事録謄本

ウ　誓約書(様式１に定めるもの)

エ　その他必要な書類

（６）　連携施設の変更の場合

　　　ア　新たな連携施設との協定書・同意書等（連携内容を記載していること）

　　　イ　連携機関との緊急連絡網

（７）　定員の状況について変更を届け出る場合は、当該事業所の変更後の勤務ローテーション表

令和　　年　　月　　日

尼崎市長　　　　　　あて

申請者（設置者）

住所

氏名

管理者（施設長）

住所

氏名

誓　約　書

下記の事項について誓約します。

なお、尼崎市長がこの誓約書の写し等を所轄の警察署長（以下「警察署長」という。）に提供すること、尼崎市長が警察署長に下記３、４及び７に関して意見照会すること並びに警察署長から得た情報について、家庭的保育事業等以外の業務において暴力団等を排除するために利用し、又は他の実施機関（尼崎市個人情報保護条例（平成１６年尼崎市条例第４８号）第２条第１号に規定する実施機関をいう。）に提供することについて同意します。

記

１　子ども・子育て支援法第５２条第２項に規定する確認申請をすることができない者に該当しないこと。

２　尼崎市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設の運営の基準等を定める条例（平成２６年第３６号）第３条に定める基準を遵守すること。

３　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員及び尼崎市暴力団排除条例（平成２５年尼崎市条例第１３号）第２条第７号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当しないこと。

４　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３４条の１５第３項第４号に掲げる項目のいずれにも該当しないこと。

５　市長から役員等の氏名その他の上記３に掲げる事項を確認するために必要な情報の提供を求められたときは、速やかに、当該情報を市長に提供すること。

６　暴力団員等から当該家庭的保育事業所等に対する権利行使の妨害その他の不当な要求を受けたときは、直ちに、その旨を市長に報告し、及び警察に届出て、捜査に必要な協力を行うこと。

７　当該家庭的保育事業等の運営について、暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団及び暴力団員等の支配を受けてはならないこと。

８　当該家庭的保育事業所等の設置者及びその長が暴力団員等に該当するに至ったことにより、尼崎市がその認可の取消しその他の措置を行っても、一切異議を申し立てないこと。